

日本赤十字社京都府支部

令和 4 年度 事業計画

救うを託されている。↗

目 次

	ページ
はじめに	1
第1 救護・社会活動	2
1. 災害救護体制の充実強化	2
2. 赤十字奉仕団の活動の充実	3
3. 国際活動の推進	3
4. 講習普及事業の強化	4
5. 青少年赤十字の育成強化	5
6. 支援者の拡大と活動資金の確保	6
第2 医療事業	7
1. 医療施設の充実強化並びに看護師の養成	7
2. 医療社会事業活動の充実	8
第3 血液事業	9
第4 広報の強化	10
1. 広報活動の展開	10
2. 赤十字キャンペーンの実施	10
第5 その他	11
1. 赤十字事業の推進	11
2. 京都府支部有功会の会員の増強並びに組織の充実強化	11
3. 京都府支部庁舎移転新築整備事業	12

はじめに

日頃から京都府民の皆様や関係各位の方々には、赤十字事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスが世界を席捲する中、京都府支部並びに府内の赤十字施設では、昨年に引き続き事業の中止や縮小等を余儀なくされ、依然厳しい状況にあります。

その中において、各病院では新型コロナウイルス感染症への対応に努めるとともに、赤十字病院として地域の要望に応え、医療の最前線において職員が一丸となって業務に当たってまいりました。京都府赤十字血液センターにおいても、コロナ禍による企業のテレワークや大学等でのリモート授業の普及により、献血者の確保が大変困難な状況となる中、献血の予約の推進やSNSでの発信等に努め、多くの皆様のご協力により献血者を確保することができました。

令和3年は7月から8月にかけて日本列島の広い範囲で記録的な大雨となり、4県に大雨特別警報が発令され、各地で大きな被害が発生しました。日本赤十字社では、これらの災害に速やかに対応しました。

このように、日本赤十字社がこれらの活動に取り組むことができるのは、ひとえに皆様の温かいご支援の賜物であり、改めて深く感謝申し上げます。

さて、世界に目を向けると、新型コロナウイルス感染症や自然災害、紛争、テロ等により、人間のいのちと健康、尊厳が脅かされる状況が続いている。このような状況下において、赤十字の人道支援の役割は大きく、京都府支部においても、大規模災害等の発生に備えた資器材の整備や訓練による対応力の強化、防災教育事業や救急法等の各種講習の実施、青少年赤十字の育成等に取り組み、万全の感染症対策を取りながら、赤十字ボランティアの皆様と共に積極的な活動を行います。

また、地域の中核医療機関としての質の高い医療の提供、安全で安心な血液製剤の需給管理に努めるなど、支部、各病院、血液センターが一体となって、「救うを託されている」ことを意識し、皆様の信頼に報いることができるよう、赤十字活動の推進を図ってまいります。

時代が変遷しても、「人道の実現」という日本赤十字社の使命が変わることはありません。苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守るため、今後も京都府内の赤十字施設が一丸となり、赤十字事業の推進に全力で取り組んでまいります。

皆様のなお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1 救護・社会活動



1. 災害救護体制の充実強化

令和3年においては、7月から8月にかけて梅雨前線等の影響により、西日本から東北地方の広い範囲で記録的な大雨が襲いました。4県に大雨特別警報が発令され、各地で大きな被害が発生しました。

近年、災害は頻発化、激甚化、広域化する傾向にあります。当支部では、災害時に迅速かつ効果的な救護活動が行えるよう「日本赤十字社京都府支部防災業務計画」を策定し、下記の通り訓練・研修等を実施し、救護体制の一層の充実と強化を図ります。

(1) 救護員、防災ボランティアの養成と救護研修体系の整備・充実

行政機関が実施する防災訓練や「日本赤十字社第4(近畿)ブロック合同災害救護訓練」に参加するほか、京都府支部独自の救護訓練、研修を実施しています。また、本社において開催される「全国赤十字救護班研修会」や「日赤災害医療コーディネート研修」等の研修会に京都府支部管内の施設から職員を派遣します。

(2) 災害発生時における迅速かつ適切な救護体制の構築

「日本赤十字社京都府支部災害救護活動センター」を活用した訓練を実施するとともに、救護活動における車両や災害対策本部等の運用を開拓する上で必要な物品の整備を行います。

(3) 防災教育事業(赤十字防災セミナー)の実施

「自助・共助」の取組を推進するため、京都府内の地区・分区と連携し、新型コロナウイルス感染症に対応した新カリキュラムで、「講義：災害への備え」や「災害図上訓練(DIG)^{*1}」、「災害エスノグラフィー^{*2}」等、防災・減災に役立つセミナーを開催します。

* 1 DIG Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の頭文字

* 2 災害エスノグラフィー：被災者の話を聞いて追体験することにより、防災・減災に役立つ教訓や知識を学ぶことを目的としたグループワーク

2.赤十字奉仕団の活動の充実

赤十字の基本理念を理解し、明るく住みよい社会を築いていくために必要な活動を実践しているのが赤十字奉仕団です。

赤十字奉仕団員として多くの皆様の参加を得ることは、赤十字事業の発展に繋がるものであるため、今後も引き続き、地域奉仕団、青年及び特殊奉仕団の組織の充実と強化を図り、赤十字思想の普及や支援者の増強に関する奉仕団活動等の促進に努めます。



赤十字奉仕団によるアクリルたわし等の寄贈

3.国際活動の推進

自然災害や紛争をはじめ、緊急対応を要する事態が多発する国際情勢において、活動をより一層強化するため、本社、各支部及び管内施設と連携し、次の事業を推進します。

- (1) 国際救援要員の育成強化
- (2) 開発協力事業への参画(令和3年度ラオス赤十字社救急法普及支援事業)
- (3) 本社国際部から照会のある離散家族の安否調査



救急法普及支援事業

4.講習普及事業の強化

京都府支部では、コロナ禍においても赤十字の「苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、感染予防策を徹底した上で、救急法、水上安全法、健康生活支援講習及び幼児安全法の各講習を実施します。（雪上安全法については、京都府支部では開催していません。）また、講習の指導にあたる指導員のスキルアップを図るために研修を実施し、指導体制の強化に努めます。

(1) 救急法

手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた除細動や、日常生活における事故防止や止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについて、知識と技術の習得を行います。

(2) 水上安全法

水と親しみ、水の事故から人命を守るために、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術の習得を行います。

(3) 健康生活支援講習

高齢者の自立に向けた介護の方法、高齢期を迎える前からの健康管理への備え、地域での包括ケアシステムにおける高齢者支援、認知症を正しく理解したうえでの適切な対応などの習得を行います。

(4) 幼児安全法

子どもの尊い生命を守り、社会全体で子どもを育てるために、子どもに起こりやすい事故の予防と手当の方法や家庭内での看病の方法、災害時の乳幼児支援など、地域生活の中で役立つ知識と技術の習得を行います。



感染対策を徹底した救急法講習会



幼児安全法のオンライン講習

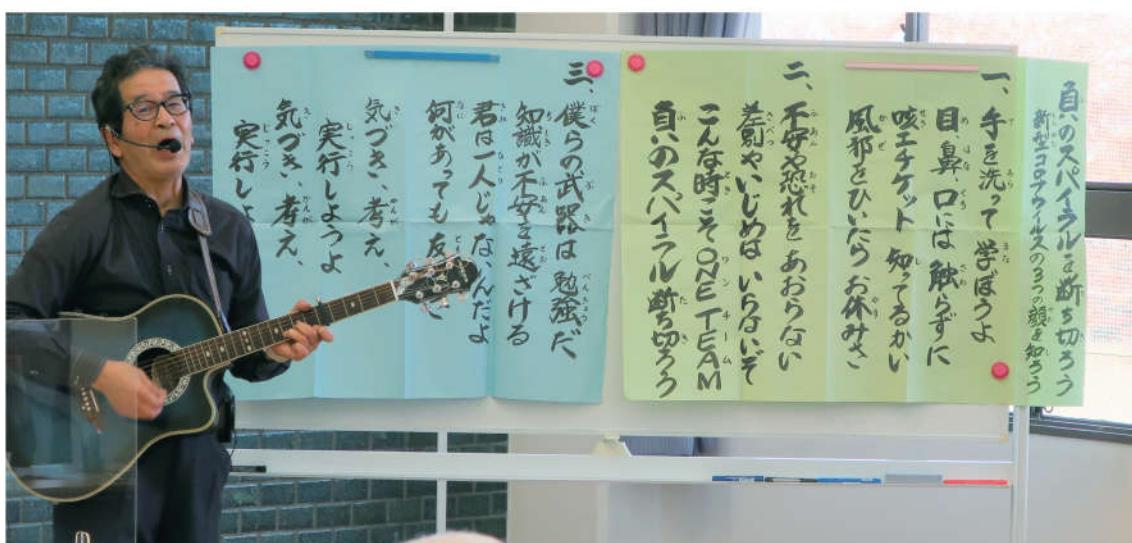
5.青少年赤十字の育成強化

将来の赤十字の担い手を育成する青少年赤十字活動を展開し、その強化を図るため、京都府・京都市並びに各市町村の教育委員会、青少年赤十字指導者協議会、青少年赤十字賛助奉仕団等の協力を得て、次の事項を積極的に推進します。

- (1) 青少年赤十字(JRC)への加盟促進とメンバーの増強
- (2) 京都府青少年赤十字指導者協議会及び京都府青少年赤十字賛助奉仕団の組織強化と指導者の養成
- (3) 青少年赤十字防災教育プログラムの普及を目的とした、指導者の育成及び青少年赤十字加盟校の防災教育モデル事業の推進
- (4) JRCリーダーシップ・トレーニング・センターや各種事業の充実
- (5) 京阪神支部 JRC国際交流事業派遣 の実施、本事業を核としたメンバーの育成及び青年赤十字奉仕団(RCY)との連携の強化
- (6) 青少年赤十字創設 100周年記念事業の実施



「非常食」の試食体験



賛助奉仕団員による防災啓発ソングの演奏

6. 支援者の拡大と活動資金の確保

「日本赤十字社創立記念日(5月1日)」や「世界赤十字デー(5月8日)」等赤十字にゆかりのある日が多い5月は「赤十字運動月間」です。この期間を中心に、地域の皆様とのつながりやコミュニケーションを通じた活動資金と会員の募集を第一に支援者の拡大に取り組みます。活動資金の募集に当たっては、Web広報やSNSの活用など、時代のニーズに即した新たな手法も取り入れます。

また、会員の皆様への情報提供の充実を図り、赤十字の支持基盤の強化に努めます。

(1) 支援者の拡大

赤十字への理解と協力を得るため、府民の皆様に広く赤十字活動を啓発し、地区・分区、地域奉仕団や地域役員の皆様と連携を行い、従来と変わらず目安として年額500円以上のご協力を呼び掛け、支援者の拡大に努めます。会員（年額2,000円以上を寄付の上、会員登録いただいた方）に対しては、広報紙等を送付するなど、更なる情報の提供に努めます。

(2) 高額寄付の拡大

赤十字活動に対し、高額寄付の拡大に取り組みます。

(3) ダイレクトメールによる活動資金の募集

企業や団体、過去に活動資金や国内義援金、海外救援金をお寄せいただいた方々にダイレクトメールを送付し、有功会会員の協力も得て活動資金への協力を募ります。

(4) 法人会員の拡大

地区・分区、地域奉仕団有功会会員等との連携を図り、支部管内の法人に対する訪問活動を推進します。

(5) 口座自動引き落としやクレジットカードなどによる活動資金募集

従来から実施している戸別訪問による募集方式を補完する取組として、口座自動引き落としやクレジットカード及びスマートフォンアプリ J Coin PAY（ぽちっと募金）を利用した寄付募集について、引き続き取組を推進します。

(6) 遺贈・相続財産による活動資金募集

遺贈に関するパンフレットの配布や、地元金融機関との連携等により、支部に対する遺贈・相続財産寄付の周知拡大に努めます。



京都府支部の広報紙等



京都府支部のホームページ

第2 医療事業



1. 医療施設の充実強化並びに看護師の養成

京都第一、京都第二及び舞鶴の各赤十字病院は、地域の中核病院として地域医療に大きな役割を果たしています。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医療情勢は依然厳しい状況にありますが、次の事項に重点的に取り組み、赤十字病院として地域の要望に応え、魅力ある医療の提供を目指し、努力してまいります。

(1) 医療サービスの向上、施設設備の充実強化を図り、経営の安定と機能の充実に努めます。

京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院は、地域の病院や診療所等を支援する、医療機関の連携を目的とした地域医療支援病院及び地域がん診療連携拠点病院に指定されています。

また、京都第一赤十字病院は救命救急センター、総合周産期母子医療センター等の運営や緩和ケア病棟の開設、京都第二赤十字病院は救命救急センター等の運営、舞鶴赤十字病院は京都府中丹地域医療再生計画に基づき整備したリハビリテーションセンター等の運営を行うことにより、地域の中核病院として病院機能の充実に努めます。

(2) 災害時における地域の医療活動拠点として整備充実に努めるとともに、常備救護班の派遣など、災害救護体制の充実を図ります。

京都府の基幹災害拠点病院に指定されている京都第一赤十字病院をはじめ、各病院が災害時における京都府内の医療救護活動の拠点として、いかなる事態においても対応できる体制を整え、赤十字病院としての使命を果たします。

(3) 優秀な赤十字看護師の養成に努めます。

看護師の養成は、日本赤十字社が120年以上前から行っている事業であり、京都府においても、京都第一、京都第二の各赤十字看護専門学校において、資質の高い救護員の確保と看護職員の高度な知識・技術の向上を目指し、国際理解や人間的涵養を深めた優秀な赤十字看護師の養成に努めます。

2. 医療社会事業活動の充実

府民の皆様の疾病予防と健康保持のため、関係機関と連携し、次の施策を実施します。

- (1) 各赤十字病院において、成人病や生活習慣病を早期に発見し、医療の促進を図るため、半日の人間ドック（健診）や健康相談を充実します。
- (2) 患者及びその家族に対する医療ソーシャルワークの充実を図ります。



京都第一赤十字病院



京都第二赤十字病院



舞鶴赤十字病院



京都第一赤十字看護専門学校(戴帽式)



京都第二赤十字看護専門学校(宣誓式)

第3 血液事業



血液事業の運営に当たっては、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」などの関係法令を遵守し、採血事業者ならびに医薬品販売業者としての責務を果たし、事業を確実に遂行します。

現在、超少子高齢化社会の進展や、若年者の献血離れに加え、コロナ禍による企業のテレワークや学校でのリモート授業の促進により、血液確保が大変困難となってきております。献血会場でのコロナ感染防止対策を徹底するとともに、献血 Web会員サービス(ラブラッド) の会員登録を推進して、献血予約を拡充し、府民の皆様に献血にご協力いただきやすい環境づくりに取り組み、輸血用血液製剤が安定的に供給される体制を維持するよう努めます。



京都府赤十字血液センター



京都府赤十字血液センター 福知山出張所

第4 広報の強化



1. 広報活動の展開

コロナ禍の中においても、広く府民の皆様に赤十字の思想や活動について理解を深めていただき、赤十字事業への一層の協力が得られるよう、積極的に広報活動を行います。

各種キャンペーンをはじめ、広報紙「赤十字きょうと」やパンフレットの発行、テレビ・ラジオ等を活用した広報に取り組むとともに、京都府支部のホームページやフェイスブックを活用してタイムリーに情報発信を行うなど、府民の皆様に赤十字のことをより身近に感じてもらえるよう、管内施設と連携しながら、ウィズコロナ時代に則した形の広報活動を計画的に実施します。

2. 赤十字キャンペーンの実施

日本赤十字社では、創立記念日が5月1日であることから、5月を赤十字運動月間と位置付けており、京都府支部においても、支部、施設、赤十字ボランティア等が一体となって、キャンペーン「ひろげよう赤十字の輪（和）」を実施します。

また、赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕の日である世界赤十字デー（5月8日）に、先人たちが歩んできた人道の歴史に思いを馳せるとともに、紛争や災害で苦しむ人々に寄り添い、アンリー・デュナンと日本赤十字社創始者の佐野常民が強く訴えた「人道」への理解を深めていただくことを目的として「レッドライトアップ」プロジェクトを実施します。

さらに、世界各地で紛争や災害、病気などで苦しむ多くの人々を支援するため、「海外たすけあい」募金キャンペーンを実施するとともに、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など、過去の災害の教訓を忘れることなく、「風化防止」や「復興支援」にとどまらず、未来に目を向けた「防災・減災の備え」を訴求し、将来の災害に対する意識の向上を図る「ACTION !防災・減災」に取り組みます。



「レッドライトアップ」プロジェクト(京都府庁旧本館)

第5 その他



1. 赤十字事業の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会情勢が大きく変化しておりますが、社業の振興と支援者増強体制の充実及び地域に密着したよりきめ細かな対応を図るため、地区・分区の赤十字業務関係者などの会議等を通じて、ご理解とご協力を得るよう努めます。また、地区・分区において赤十字に関する業務の窓口となる担当者の方々を対象に、業務の概要について説明するとともに、今後の業務を円滑に進めていただくための会議を開催します。

2. 京都府支部有功会の会員の増強並びに組織の充実強化

京都府支部有功会は、日本赤十字社の金色有功章を受章され、赤十字が行う災害救護活動等をはじめとした人道的な諸事業に賛同していただいた有志の皆様により、昭和37年12月に全国で4番目の有功会として結成され、令和3年12月末現在で262名の会員の方々に活動していただいている。平成30年度からは、組織の拡充を図るため、銀色有功章受章者の方にも入会していただいている。

有功会員の皆様には、活動資金の募集をはじめ、赤十字事業の推進に多大な支援をいただいており、更に連携を密にして、会員の増強や組織の充実・強化に努めます。



3. 京都府支部庁舎移転新築整備事業

現在の支部庁舎（東山区三十三間堂廻り町）は、昭和41年7月の竣工以来55年が経過し、建物の劣化や老朽化が進んできたことから、京都第二赤十字病院が管理する職員寮跡地（上京区東橋詰町）に移転新築することとしています。耐震機能に優れ、京都府庁と近接することにより、京都府との更なる連携を深め、災害対応能力の向上を図ることとしております。

令和3年度には、新築建物の基本設計及び実施設計を行い施工業者を選定する予定です。

令和4年度は、既存建物の解体撤去工事のあと、10月頃から約1年間の新築工事に入ります。

令和5年10月の竣工を目指して、今後も着実に整備を進めてまいります。



支部庁舎 正面イメージ



日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社のミッションステートメントは、
3つの要素から構成されます。

日本赤十字社の使命

赤十字の使命は、赤十字の誕生以来、きわめて明確に存在しましたが、日本赤十字社では「人道・博愛の赤十字」「赤十字精神」といった漠然とした表現が長く使われてきたため、一人ひとりが受け止める日本赤十字社の使命は、曖昧なものとなっていました。ここでは、日本赤十字社にかかわる全ての人（会員、ボランティア、職員等）が共有すべき使命である「赤十字の理想とする人道的任務を達成すること。（日本赤十字社法第1条）」の人道的任務の達成を「人間のいのちと健康、尊厳を守ります。」と明解に表現し、あわせて「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し」により、多くの人々の思いを結集して赤十字運動を推進して行くことを強調しました。

わたしたちの基本原則

わたしたちが、日本赤十字社の使命を達成するために、世界中の赤十字が共有している7つの基本原則（赤十字の基本理念と行動規範）に従って行動することを明確に宣言しました。1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で宣言され、1986年にジュネーブで開催された第25回赤十字国際会議で一部改定採択された「赤十字の基本原則宣言」の原文から主旨を汲み取り、簡明に表現しました。

わたしたちの決意

日本赤十字社の使命、すなわち「人道の実現」を達成するために、職員やボランティアなどのわたしたち一人ひとりが心しなければならないこと、具体的に行動していくなければならないことを決意として表明しました。

令和4年度 事業計画

発行日 令和4年1月11日

発行元 日本赤十字社京都府支部

住所 京都府京都市東山区三十三間堂廻り町 644

T E L 075-541-9326

F A X 075-541-1361